

10 遺言執行

- ① 定型的な場合は表6のとおりとします。
- ② 複雑又は特殊な事情がある場合は、相続人もしくは受遺者との協議により定めます。
- ③ 遺言執行に裁判手続を要する場合は、遺言執行弁護士費用とは別に、裁判手続に本規程に定める弁護士報酬を請求することができます。

11 株主総会等指導

- ① 一般的な場合 30万円（税込33万円）以上
- ② 総会等準備も指導する場合 50万円（税込55万円）以上

第19条（任意後見と財産管理・身上監護）

任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬の基準は、次のとおりとします。

- ① 基本的な事務の処理を行うとき 月額2万円～10万円（税込月額2万2000円～11万円）
- ② 収益不動産の管理等の事務の処理を行うとき 依頼者の利益及び当法律事務所の負担等を勘案して依頼者との協議により定めます。

第20条（顧問料）

- 1 顧問料は、基準額を次のとおりとします。事業の規模、顧問契約の内容により依頼者と協議して増減することができます。

非事業者……年額12万円（月額1万円）（税込年額13万2000円（月額1万1000円））

事業者……月額5万円（税込月額5万5000円）

- 2 依頼者が顧問先である場合には、弁護士報酬を、協議の上、本規程により算出した金額よりも減額することができます。

第21条（出張費用・日当）

- 1 出張費用は、原則として、実費のほかに次の日当を加算します。

次の各号に掲げる移動による合理的拘束時間（乗継等の待機時間を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、委任事務処理が複数日にわたる場合は、各日単位の移動による拘束時間に応じて、それぞれ計算して得た額を合算する。

(1)往復2時間を超える場合 3万円（税込3万3000円）

(2)往復4時間を超える場合 5万円（税込5万5000円）

(3)往復7時間を超える場合 10万円（税込11万円）

- 2 宿泊を要する時及び海外出張の時は、依頼者との協議により定めます。

第22条（実費等の負担）

- 1 当法律事務所は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、賃写料、交通通信費、宿泊料等の委任事務処理に要する実費等の負担を求めるることができます。

- 2 当法律事務所は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を無利息で預かることができます。

第23条（時間制）

- 1 当法律事務所は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。

- 2 前項の単価は、1時間ごとに2万円（税込2万2000円）以上とします。

- 3 当法律事務所は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮します。

- 4 当法律事務所は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができます。

第24条（委任契約の中途終了）

- 1 委任契約にもとづく事件等の委任事務処理が、中途で終了したときは、当法律事務所は依頼者と協議の上、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、又は未受領の弁護士報酬の全部もしくは一部につき請求することができます。

- 2 前項において、委任契約の終了につき、当法律事務所に責任がないにもかかわらず、依頼者が当法律事務所の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、そのほか依頼者に重大な責任があるときには、当法律事務所は、受領済みの弁護士報酬を返還せず、かつ、未受領の弁護士報酬の全部を請求することができます。

第25条（事件等処理の中止等）

依頼者が着手金、弁護士費用又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときには、当法律事務所は事件等に着手せず、又はその処理を中止することができます。

第26条（弁護士報酬の相殺等）

依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときには、当法律事務所は依頼者に対する金銭債務と相殺し、又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができます。

（附 則）

この規程は、令和8年1月1日から施行します。

表6

遺産の額 (C)	弁護士費用
1000万円以下	30万円 (税込33万円)
1000万円超1億円以下	(C)×1%+20万円 (税込(C)×1.1%+22万円)
1億円超5億円以下	(C)×0.5%+70万円 (税込(C)×0.55%+77万円)
5億円超	(C)×0.2%+220万円 (税込(C)×0.22%+242万円)